

消防局

議案第101号令和5年度大津市一般会計の決算の認定についての
うち、消防局の所管する部分について

議案第101号令和5年度大津市一般会計の決算の認定について
のうち、消防局が所管する部分につきまして、ご説明いたします。

それでは、歳入の内、主要な事業についてご説明いたします。

令和5年度主要な施策の成果説明書の27ページをお願いいたします。

7. 消防使用料、(1) 消防使用料の決算額は、59万円です。

①建物使用料は、各署に設置しております自動販売機5台に係る
建物使用料でございます。

②土地使用料は、各署所の敷地に設置されております電柱等の土
地使用料でございます。

続きまして、32ページをお願いいたします。

7. 消防手数料(1) 消防手数料の決算額は、380万円です。

①危険物取扱等手数料、②火薬類譲受け等許可手数料は、許可申
請手数料でございます。③消防証明手数料は、防火管理講習修了証
明や救急搬送証明の発行手数料でございます。

続きまして、33ページをお願いいたします。

4. 消防費国庫負担金、(1) 消防費国庫負担金の決算額は、555万円です。

この負担金は、「緊急消防援助隊活動費負担金」であり、本年1月1日に発生しました令和6年能登半島地震において、緊急消防援助隊滋賀県大隊として出動した経費のうち人件費の交付を受けたものです。

次に、35ページ上段をお願いいたします。

1. 総務費国庫補助金、(1) 総務管理費国庫補助金のうち、消防局が所管する決算額につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金において、「消防・救急活動における衛生用品確保事業」として67万円を、救急用酸素ガスや感染防止手袋等の購入費に充当いたしました。

続きまして、43ページをお願いいたします。

5. 消防費国庫補助金、(1) 消防費国庫補助金の決算額は、7,716万円です。

この補助金は、「緊急消防援助隊設備整備費補助金」及び「消防団設備整備費補助金」並びに繰越分の「令和4年度緊急消防援助隊設備整備費補助金」であり、それぞれ災害対応特殊消防ポンプ自動

車（ＣＤ－Ⅰ型）他、耐切創性手袋、災害対応はしご付消防ポンプ自動車の購入に係る補助金でございます。

続きまして、５９ページをお願いいたします。

４．雑入、（８）消防費雑入の決算額は６，８０６万円です。

①消防団員等共済基金交付金は、消防団員に支給される退職報償金や公務災害補償費に対する消防団員等公務災害補償等共済基金からの受入金でございます。

②高速自動車道路救急業務負担金は、高速自動車国道で救急業務を実施している市町村に対する財源措置でございます。

③消防艇救急搬送等負担金は、滋賀県からの出動要請により大津市消防艇が出動することに対し、その維持管理経費に関する負担金でございます。

④防災ヘリコプター職員派遣費と、⑤防災ヘリコプター運航調整交付金は、滋賀県防災航空隊へ派遣している職員１名分の人件費と、職員を派遣している消防本部に対して助成される交付金でございます。

⑥大学生実習受入金は、滋賀医科大学及び京都橘大学等の学生を救急医療の現場研修として、受け入れた際の受入金でございます。

⑦消防団員安全装備品整備等助成金は、団員の耐切創性手袋の購

入に対する消防団員等公務災害補償等共済基金からの助成金でございます。

⑧コミュニティ助成金は、消防団員の安全を確保するために必要な防火服等の更新に対する一般財団法人自治総合センターからの助成金でございます。

次に、歳出をご説明いたします。

124ページ、9. 消防費をお願いいたします。

令和5年度消防費の決算額は、34億819万円です。

常備消防費の決算額は、31億1,528万円で、職員人件費及び消防局・各署所の運営経費を始め、消防職員・救急救命士の養成研修経費、車両の購入及び維持補修経費のほか特殊災害に対応する資機材の購入や高機能消防指令システム等の運用管理経費を執行しております。

続きまして、事業をご説明いたします。

2. 通信機器等整備費は、火災・救急・救助をはじめとする災害要請に対し、119番通報を迅速・的確に処理するとともに、高機能消防指令システム等の効率的な活用により確実な現場活動を行い、災害による被害の軽減や救急活動における救命率の向上に努めるための経費でございます。

(1) 通信指令業務費は、高機能消防指令システムの運用に係るもので、同システムの維持管理に係る経費や、消防・救急隊が災害現場活動において、情報伝達、指揮、連絡等を行うための通信回線使用に伴う経費などを執行するものです。

125ページをお願いいたします。

(2) 通信機器等整備費は、消防支援情報システム(FireWeb)の消防団管理機能の改修に係る経費や、事務処理端末の賃借料を執行いたしました。

次に、3. 消防車両等整備費です。

(1) 消防車両等整備費は、法定定期点検整備経費の他、救助工作車1台、消防ポンプ自動車1台及び高規格救急自動車1台等の購入費を執行いたしました。

(2) 消防車両等維持管理費は、消防車両の車検や修繕、燃料等の維持管理経費を執行いたしました。

なお、繰越分の(1)消防車両等整備費は、林野火災工作車1台及び災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車1台の購入経費を執行いたしました。

続いて、4. 消防音楽隊活動費は、音楽隊の運営経費です。

音楽隊は昭和62年に設立され、隊員は25名で、音楽を通し

て、防火防災の意識を高め、災害に強いまちづくりの推進広報に努めています。

主な執行内容は、音楽指導の講師謝礼や隊服に係る経費でございます。

５．救急高度化推進費は、高度化する救急業務に対応するため医師指示料や救急救命士等の養成研修に伴う旅費及び負担金、また、メディカルコントロール支援業務として大津市民病院への事後検証経費を執行いたしました。

なお、令和５年度についても救急救命士３名を養成いたしました。

次に、６．特殊災害活動体制整備費です。

（１）特殊災害活動体制整備事業費は、山岳救助事故及び水難救助事故等の特殊災害に対応するための資機材の購入経費や点検経費等を執行いたしました。

（２）国際消防救助隊員育成事業費は、資機材の購入経費や国際消防救助隊登録隊員等の訓練経費を執行いたしました。

（３）大規模災害活動対応事業費は、空気呼吸器一式の賃借料や水難救助用潜水資機材などの大規模災害対応資機材の購入経費、呼吸器用高圧空気圧縮機の定期自主検査に係る経費を執行いたしました。

た。

続いて、 7. 防火安全対策推進費です。

(1) 自主防災組織等育成事業費の主なものとしては、①地域防火・防災資器材整備事業補助金や、②学区自主防災組織活動補助金がございます。

①地域防火・防災資器材整備事業補助金は、地域の防火・防災体制の充実を図ることを目的に、 79 自治会に対し自治会の消火器具及び防災資器材の購入に対しての補助を行いました。

②学区自主防災組織活動補助金は、地域の防災意識の高揚を図り、災害時における迅速で広域的な自主防災活動の確立を目的に、 35 学区に対し資機材の購入経費や訓練経費の補助を行いました。

(2) 火災予防業務費の主なものとして、春、秋の火災予防運動等広報啓発経費及び火災調査等に係る経費を執行いたしました。

続いて、 8. 本部消防活動費です。

126 ページをお願いいたします。

(1) 本部消防活動費の主なものとして、消防吏員の活動服等の被服の購入や各種研修経費のほか、消防局、各署所の事務経費を執行いたしました。

⑤滋賀県防災ヘリコプター運航連絡協議会負担金は、防災ヘリコ

プターの円滑な運航管理を図るため県内の市町で負担しているものでございます。

(2) 消防救助業務費の主なものとして、消防・救助業務用の資機材や消防ロープ等の購入経費と各種訓練経費を執行いたしました。

(3) 救急業務費の主なものとして、医薬品等の救命処置用の消耗品のほか、AED消耗品、酸素ガス等の購入経費を執行いたしました。

(4) 防火衣更新事業費については、消防吏員の防火服一式の購入経費を執行いたしました。

続きまして、非常備消防費の決算額は、1億7,586万円で、消防団員の報酬をはじめとして、消防団の活動経費や車両の維持管理経費を執行しております。

1. 団員消防活動費の主なものとして、(2) 消防団員の被服等の購入経費を執行いたしました。

2. 団員報酬等費の主なものとして、(1)(2)の消防団員の年額・出動報酬をはじめ、(4) 昨年度退職した消防団員への退職報償金、(6) 消防団員等公務災害補償等共済基金の掛金及び公務災害補償費を執行いたしました。

3. 団員防火衣等更新事業費は、(1) 団員用耐切創手袋 1 6 1 双及び防火服一式の購入に要する経費を執行いたしました。

4. 団消防活動費の主なものとして、(2) 分団詰所等管理経費、(3) 滋賀県消防協会負担金をはじめ、消防分団活動に対する(4) 消防団運営交付金などを、消防団活動の充実強化を図ることを目的として執行いたしました。

5. 団消防車両等整備費の主なものとして、(1) 団消防車両等整備費で、法定定期点検整備経費を執行し、(2) 団消防車両等維持管理費で、車検や燃料等維持管理に要する経費を執行いたしました。

続きまして、消防施設費の決算額は、1 億 1, 6 4 9 万円で、消防水利施設、常備消防施設及び消防団施設の整備や維持管理経費等を執行しております。

1. 消防水利施設整備費は、防災基盤としての消防水利施設を適正に配置するとともに、適正な維持管理を図るための経費でございます。

(1) 消防水利施設整備費の主なものとして、防火水槽の撤去に係る測量設計経費や、消火栓の新設や管理に伴い水道事業者である企業局に対し、設置及び維持管理費に要する費用を執行いたしました。

た。

(2) 消防水利施設維持管理費の主なものとして、消火栓標識柱及び防火水槽舗装等の維持補修経費を執行いたしました。

127ページをお願いいたします。

繰越分の(1) 消防水利施設整備費は、防火水槽の撤去に係る工事費を執行いたしました。

2. 消防施設整備費は、消防署、分署、出張所及び消防訓練施設の新設や大規模改修を行うとともに、適正な維持、補修を図り、消防活動を円滑化するための経費でございます。

(1) 消防施設維持補修費は、各署所の補修費や消防施設用地賃借料のほか、消防庁舎維持管理経費を執行いたしました。

(2) 消防施設整備事業費の主なものとしては、中消防署移転新築工事に係る工事監理経費を執行いたしました。

(3) 分団詰所等整備事業費の主な事業費は、中央分団移転に伴う施設補修費を執行いたしました。

(4) 分団詰所等維持補修費は、各分団施設の維持補修費を執行いたしました。

なお、繰越分の(1) 消防施設整備事業費は、中消防署移転新築工事に係る付帯工事費を執行いたしました。

続きまして、水防費の決算額は、５４万円で、水防活動に係る経費を執行しております。

１．水防活動費として、水防活動及び訓練に伴う資機材の購入経費を執行いたしました。

以上、議案第１０１号令和５年度大津市一般会計の決算の認定についてのうち、消防局が所管する部分についてのご説明とさせていただきます。